

令和 8 年 5 月

学校教育活動等における熱中症事故防止に向けた対応について（基準）

内子町教育委員会

1 「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」発表時の対応

愛媛県内すべての暑さ指数（WBGT）情報提供地点において、翌日の日最高暑さ指数が 35 以上となることが予測される場合、環境省より「熱中症特別警戒アラート」が前日の 14 時頃発表されます。

(1) 授業日・登園日の場合

○ 校長会と協議を行い、休校・休園も含め、対応を判断する。

(2) 夏季休業日及び週休日の場合

- 部活動はすべて中止とする。
- 各種行事等は中止または延期とする。

2 「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」発表時の対応

愛媛県内の暑さ指数（WBGT）情報提供地点のいずれかにおいて、日最高暑さ指数が 33 以上となることが予測される場合、環境省より「熱中症警戒アラート」が前日の午後 5 時頃または当日の午前 5 時頃発表されます。

近隣地域が「暑さ指数（WBGT）が 31 以上（暑さ指数 31・32 に達する地域）」の場合

熱中症予防情報サイトにより、暑さ指数の情報を提供している地点があります。（近隣では大洲・松山・久万高原）

(1) 学校・園が対応を検討する

- 学校・園が活動場所ごとに、暑さ指数計測器によるこまめな計測を行う。
- 状況に応じて、学校・園が活動場所や活動内容の変更、または中止・延期を検討する。熱中症対策が整備されていない場所においては、活動を中止する。

実測値（活動する場所において計測した値）が、
暑さ指数（WBGT）31 以上では、活動の変更・中止を検討します。
暑さ指数（WBGT）33 以上では、原則、活動を中止します。

(2) 活動を実施する場合の留意事項

- 「熱中症対策チェックリスト（参考）」に基づき、対応を検討する。
- 全ての関係者が熱中症対策を徹底できているか確認する。

3 その他

- (1) 各種大会への参加については、大会主催者の指示に従う。
- (2) 暑さ指数の計測状況や熱中症対策の方法について、関係者に周知する。
- (3) 状況に応じた児童生徒の学校内外での過ごし方について、適切に指導する。

【熱中症対策チェックリスト（参考）】

※ 活動する場所の、暑さ指数（WBGT）31 以上では、活動の変更・中止を検討します。
活動する場所の、暑さ指数（WBGT）33 以上では、原則、活動を中止します。

※ 活動を実施・継続する場合、次のチェックリストを参考に対策の徹底を行います。

体制整備ができているか
☐ 管理職の許可があるか。責任者の所在が確認できるか。
☐ 救急体制の確保ができているか。緊急時指導者複数対応の確保ができているか。
☐ 熱中症への対応ができるか。一時救命措置かつ熱中症対処に詳しい者がいるか。

環境整備ができているか
☐ 活動する場所において暑さ指数の測定を行っているか。（こまめな測定をしているか。）
☐ 空調、扇風機、ミストシャワー、こまめな放水（外の活動）等の冷却対策がとられているか。
☐ 遮光場所（テント、日陰）及び休憩場所が確保できているか。
☐ クーラーボックス（冷却保管庫）を設置しているか。
☐ 保冷効果（氷、アイスパック、冷却タオル等）のあるものを活用しているか。
☐ 空調の効いた部屋の確保ができているか。

活動環境への配慮ができているか
☐ 健康観察（体調＜頭痛、下痢、疲労等＞、睡眠時間＜寝不足＞、食事＜空腹＞等の確認）が十分になされたか。健康観察をこまめに行っているか。
☐ 体調不良を言い出せる環境であるか。
☐ 服装（帽子、シャツ、ハーフパンツ、マスク等）を確認し、遮光性・通気性・透湿性の対策が取られているか。
☐ プロテクターや防具等の保護具をこまめに取り外しているか。
☐ 活動時間を短縮し、休憩時間を延長しているか。
☐ 水分・塩分をこまめに補給しているか。
☐ 激しい運動を中止し、負荷のかかる運動を連続的にしていないか。
☐ 活動後のクールダウンを徹底しているか。

※ 原則、各学校の「危機管理マニュアル（熱中症対策管理マニュアル）」に基づいて、対応します。